

寒川町告示第30号

公共下水道の供用及び処理開始を下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり告示し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成29年3月9日

寒川町長 木村俊雄

- 1 供用及び処理開始年月日
平成29年4月10日
- 2 供用及び処理すべき区域
小動地区の一部
- 3 供用及び処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
茅ヶ崎市柳島1900番地
相模川流域下水道柳島管理センター
- 4 供用及び処理を開始しようとする公共下水道が接続する流域下水道の名称
綾瀬寒川幹線、相模川左岸幹線
- 5 供用及び処理を開始しようとする排水施設の排除方式
分流式
- 6 縦覧場所
寒川町役場 都市建設部下水道課
- 7 縦覧期間
平成29年3月9日（木）～平成29年3月23日（木）まで
（土日休日除く 午前8時30分～午後5時15分）
- 8 供用及び処理すべき区域の略図
別図のとおり